

# 一般財団法人総合科学研究機構

## 総合科学研究センター「CROSS 研究員」に関する細則

### (目的)

**第1条** この細則は、一般財団法人総合科学研究機構（以下、「機構」という）の総合科学研究センター運営組織規程第12条第2項に基づく「CROSS 研究員」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (CROSS 研究員の定義)

**第2条** 「CROSS 研究員」とは、当研究センターの設立趣旨である「総合科学のもとでの開かれた研究活動」の理念に賛同し、その研究活動に積極的に参加するものをいう。

### (CROSS 研究員の種類)

**第3条** CROSS 研究員の制度は、公的研究機関を退職した経験豊かな研究者や技術者、ホストク期間を終了した若い研究者、民間企業で活躍した実務経験者などに「活動の場」を提供することを目的としており、その身分は次の2種類とする。

- ①専任研究員（CROSS 研究費の支給を受ける研究員／嘱託研究員）
- ②特任研究員（CROSS 研究費の支給を受けない研究員／非常勤職員）

### (研究活動の分野)

**第4条** 当研究センターの研究分野は、次の通りとする。

#### (1) 総合科学研究部門

- ①人文科学分野
- ②社会科学分野
- ③自然科学分野
- ④人工科学分野
- ⑤融合科学分野

#### (2) 先端技術研究部門

- ①量子ビーム科学分野
- ②中性子利用促進分野

### (CROSS 研究員の特典)

**第5条** CROSS 研究員として認定された者には、次のような特典が与えられる。

- ①科研費等の競争的資金の申請資格が得られる。
- ②科研費等の申請に際し、その手続きに関する支援を受けることが出来る。
- ③その他の研究費助成団体からの研究資金を得る機会が得られる。
- ④「研究員としての身分」が得られ、研究発表や所属学会等での活動が可能になります。
- ⑤機関誌『CROSS T&T』への論文発表の機会が得られる。
- ⑥他の研究機関と共同研究をする機会が得られる。
- ⑦「つくば」に関する横断的な情報（アーカイブス、研究活動、先端技術、行政組織な

どの情報) が得られる。

⑧当センターの研究懇話会や公開講座等を通じて、新しい「人的ネットワーク」の構築が出来る。

⑨産学協同による研究活動に参画する機会が得られる。

#### (CROSS 研究員の遵守事項)

**第6条** CROSS 研究員の認定を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

①申請書に基づき行った研究の成果を「研究実績(経過)報告書」として提出する。

②年度始めには研究計画書を提出する。

③CROSS の事業方針を理解し、可能な限り協力する。

④CROSS 研究員として、品位のある研究活動をする。

⑤CROSS の社会的使命と公共的性格を十分に認識し、その社会的信頼を高めるよう努める。

#### (CROSS 研究員の任期)

**第7条** CROSS 研究員の任期は認定を受けてから、原則として2年間とする。但し、新たに申請をすることにより、更新することが出来る。

#### (CROSS 研究員の資格)

**第8条** CROSS 研究員の資格は次の通りとする

①各研究機関や大学等を退職し、今後も研究継続を希望する研究者及び技術者。

②ホストク期間を終了した研究者及び技術者。

③研究活動を継続させるため研究員としての身分を必要とする研究者及び技術者。

④科研費等の競争的資金により研究を取り組もうとする研究者及び技術者。

#### (申請方法)

**第9条** CROSS 研究員になることを希望する者は、次の手順により必要な手続きをしなければならない。

##### (1) 提出する種類

①履歴書(様式自由)

氏名・住所・卒業学校・経験・業務・実績等が記されたもの(A4版2枚以内)

②研究実績書(様式自由)

研究職であった場合、「業務実績」とは別に添付。(A4版2枚以内)

③推薦書(様式自由)

「CROSS 関係者」が望ましい(A4版1枚以内)

④研究計画書(様式自由)

研究テーマ・研究目的・研究方法・共同研究者・研究拠点等が記されたもの

(A4版2枚以内)

⑤CROSS 研究員任用願(「別紙様式」による)

##### (2) 申請時期

申請書の提出時期は、前期と後期の「年2回」とする。

① 毎年4月1日～5月30日

② 毎年10月1日～11月30日

### (3) 書類提出先

①申請書の提出先は、「総合科学研究センター長宛」とする。

②提出先住所は、次の通り

茨城県土浦市上高津1601

一般財団法人総合科学研究機構

総合科学研究センター事務部

TEL：029-826-6251

FAX：029-826-6216

#### (CROSS研究員の審査)

**第10条** CROSS研究員については、第9条に基づき提出された書類にもとづき、当センターに設置された「審査委員会」で審査する。

2 審査委員会では「CROSS研究員」と同時に「研究計画」についても審査する。

3 審査委員会は、第2項で審査された「研究計画」の中から「CROSS研究プロジェクト」として認定し、特別に支援することが出来る。

#### (審査結果の通知)

**第11条** CROSS研究員の審査結果について、審査委員会は、審査結果を理事長に報告する。

2 理事長は、その審査結果を申請者に通知し、認定書を交付する。

#### (CROSS研究員の身分表示)

**第12条** CROSS研究員の認定を受けた者は、「CROSS研究員」を称することが出来る。

2 CROSS研究員からの要請があったときは、センターは、所定の「身分証明書」を交付するものとする。

#### (その他)

**第13条** その他、この細則によらない重要な事項に関しては、その都度、常任理事会で協議するものとする。

#### (付則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙様式)

## CROSS 研究員任用申請書

平成 年 月 日

一般財団法人総合科学研究機構

理事長 西谷 隆義 殿

(申請人)

住 所

氏 名

私は、貴機構「総合科学研究センター」のもとに制定された「CROSS 研究員」の趣旨に賛同し、「研究員(〇〇〇〇科学分野)への任用」を下記の書類を添付し申請しますので、審査の上、認定の程をお願い致します。

### 記

1. 履歴書(「別紙1」の通り)
2. 研究実績書(「別紙2」の通り)
3. 推薦者(「別紙3」の通り)
4. 研究計画書(「別紙4」の通り)

(注記1):「専任/特任」に関しては、審査の際に協議し機構側で決定します。

(注記2):「〇〇〇〇」については、「人工/自然/人文/社会/融合/量子ビーム」の中から、該当するものを選び申請時に記入して下さい。